

どなたでも
ご参加
頂けます！

堀切菖蒲園駅周辺の まちづくりを一緒に 考えませんか？

駅周辺に
「あったらいいな」と
思うものは？

活気のある
駅周辺にしたいな！

今の駅周辺の
いいところ、
将来に残したい
と思うものは？

駅周辺で
ほしいもの、
改善したい
と思うものは？



おしゃれなカフェが
あったらいいな！

歩きやすい
道になるといいな！



堀切地区まちづくり推進協議会では、「堀切地区まちづくり構想」の実現に向けて駅周辺のまちづくりの勉強会を「駅周辺の将来を考える会」として立ち上げて活動していきます。
この会にはどなたでも参加できますのでふるってご参加ください。

●第1回駅周辺の将来を考える会

開催日程：平成27年10月9日(金)19:00～

会場：堀切地区センター 3階 ホール

主催：堀切地区まちづくり推進協議会
問合せ：下記事務局まで

堀切地区まちづくり推進協議会とは

京成本線荒川橋梁架替事業の発表を契機として、堀切地区全体のまちづくりを住民主体で考えるため、平成18年度に協議会が発足しました。メンバーは、地元町会、商店街、住民有志で構成されており、「誰もが、堀切の魅力を楽しみ、住み続けられるまちづくり」を合言葉として活動に取り組んでいます。

堀切地区のまちづくりについて、区ホームページでご紹介しています。

トップページ→暮らしのガイド→(まちづくり)→地域街づくり→橋梁架け替えをきっかけとした街づくり→堀切地区のまちづくり

～堀切地区のまちづくりに関する問い合わせは、下記にお願い致します～



堀切地区まちづくり推進協議会 事務局

葛飾区 都市整備部 街づくり推進課 (半田、石田、丸山)
代表 03-3695-1111 (内線 2508)
直通 03-5654-8391



堀切地区 まちづくりニュース

第25号 [平成27年9月]



このニュースは、堀切地区(堀切一丁目～五丁目)の皆さんに配布しております

[発行] 堀切地区まちづくり推進協議会

【堀切地区まちづくり推進協議会】

第16回全体会が開催されました！

【第16回堀切地区まちづくり推進協議会(全体会)】

日時：平成27年7月2日(木)19時～20時半

会場：堀切地区センター 3階 ホール

参加：26名

第16回全体会では、平成27年度最初の全体会として、今年度の活動スケジュールを確認し、新たな取組みとなる「駅周辺まちづくり検討チーム」、推進協議会の新たな活動体制の検討等の進め方について意見交換が行われました。



全体会の様子

●今年度より協議会の会長が交代しました！

去る7月2日に開催した第16回全体会において、人見好夫会長の退任と、新たに協議会会長として岡田明夫会長が就任する旨の報告がされました。

岡田会長から「皆さんの努力の結果、今年度からまちづくり事業がはじまりました。今後も十分に協議し、より良い結果を出して頂きたい」との就任あいさつが述べられました。



就任のあいさつを述べる岡田新会長

【堀切二丁目周辺及び四丁目地区】

地区計画素案説明会が開催されました！

【堀切二丁目周辺及び四丁目地区 地区計画素案説明会】

日時：平成27年8月1日(土)19時～20時半

会場：堀切地区センター 3階 ホール

参加：39名

当日は、住民案を踏まえて区が作成した素案について、これまでの検討経緯、まちづくりの進め方、地区計画素案の内容について説明が行われました。



会場の様子



地区計画素案説明会当日の資料を、区ホームページ「堀切地区のまちづくり」のページに掲載しています。

●今年度4月より密集事業が導入されました！

地区計画素案の内容をご紹介します！

◆地区計画素案（建替えルール）のポイント

1) 消防活動困難区域が解消されます！

地区内の消防活動困難区域※を解消するために、密集事業による道路整備と併せて、個別の建替えによって幅6m以上の道路空間が確保されます。

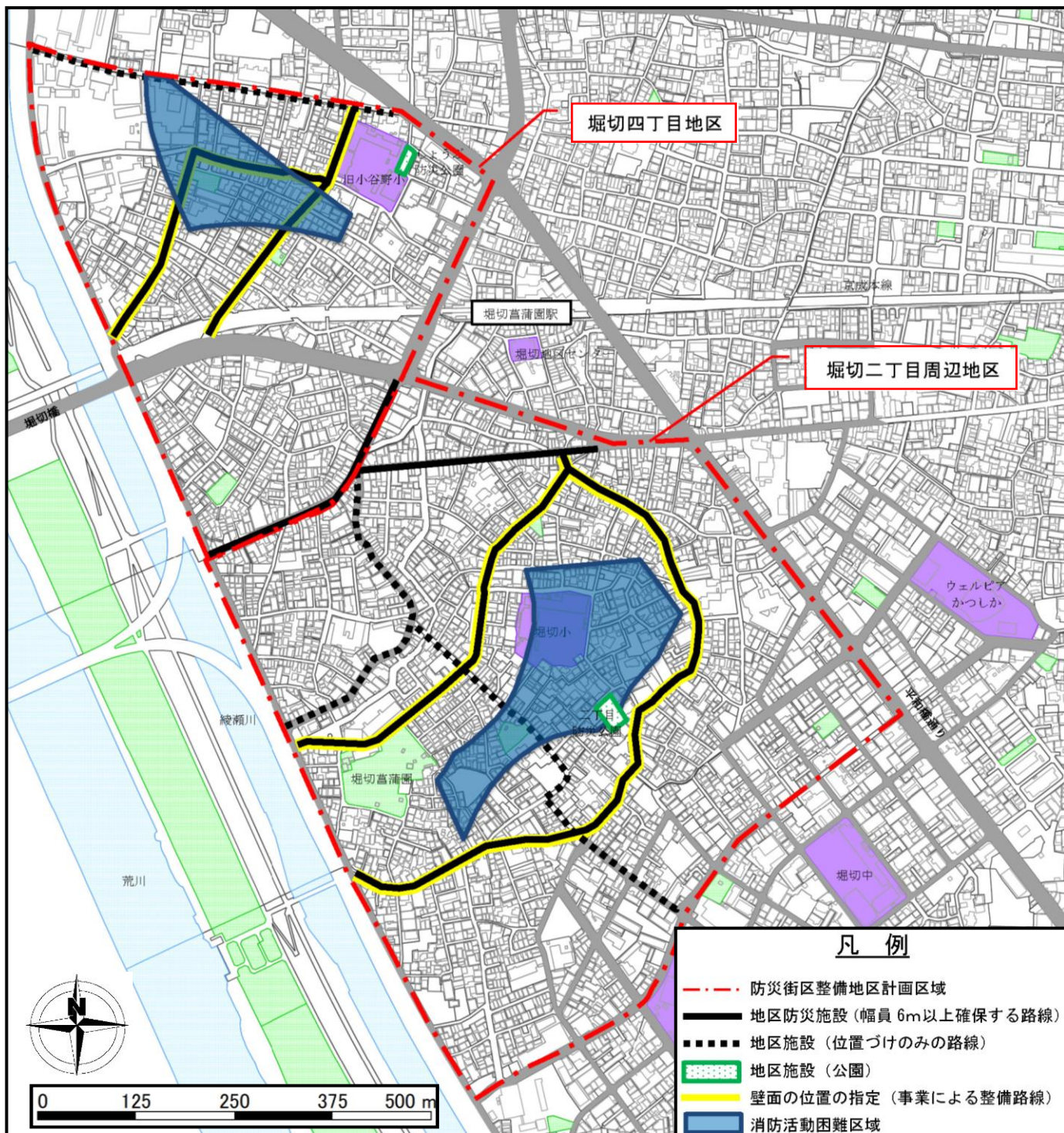
2) 建替えが進むにつれて、防災性が向上し、燃えにくいまちになります！

建替えが進むにつれて、火災に強い建物が増え、燃え広がりにくいまちになります。

3) 地域の良好な住環境を守ります！

その他、地域の良好な住環境を守るためのルールを導入します。

※消防活動困難区域とは ⇒周辺の道路幅員が狭く（6m未満）、災害時に消防車のホースが届かない可能性のある地域を指します。



●地区計画素案の具体的な建替えルール内容

ルール項目	ルールのイメージ	ルール（たたき台）の内容
① 建物の構造の制限		●燃えにくい建物を地区内に増やしていくルール ・準防火地域内の建築物は延べ面積が500㎡を超える建築物は耐火建築物とし、その他の建築物については耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
② 建築物等の用途の制限		●地域にふさわしくない用途の建物をつくられないようにするルール ・「店舗型性風俗関連特殊営業」の用に供する建築物は建築してはならない。
③ 敷地面積の最低限度		●ミニ戸建開発等の建物の密集化を抑制するルール ・建築物の敷地面積の最低限度は66㎡とする。 ※既に66㎡未満の敷地はルールの対象外です。
④ 壁面の位置の制限		●防災道路を確保するルール ・「密集事業による整備路線」沿道の建物は、道路中心線から建物の壁面までの距離を3m以上離して建築する。
⑤ 壁面後退区域における工作物の設置の制限		・壁面の位置の制限が定められた区域のうち、地区施設道路の部分には、塀、さく、広告物、看板等の工作物を設置してはならない。
⑥ 建物の形態・意匠制限		●周囲と調和したデザインの建物に誘導するルール ・建築物の屋根、外壁等の色彩は良好な住環境にふさわしい、落ち着いた色合いのものとする。
⑦ 垣・さくの構造制		●災害時のブロック塀等の倒壊を防ぐルール ・道路や広場等に面して設ける垣又は柵は、生垣又はフェンス、鉄柵とする。 ※ただし、高さが0.6m以下の部分については、コンクリートブロック造等にすることができる。

●地区計画の導入までのスケジュール

◆平成27年10月4日（日）・5日（月）19:00～ 地区計画原案説明会
 （場所：堀切地区センター 3階 ホール）
 ・地区計画素案説明会で頂いたご意見をさらに踏まえて、計画を修正し、
地区計画原案として説明会を実施します

◆平成27年11月頃 地区計画の案の公告・縦覧

◆平成28年度～ 地区計画の導入開始